

公務員関係判例研究会 令和7年度 第5回会合 議事要旨

1. 日時 令和7年10月16日（木）15:00～17:00

2. 場所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室及びweb会議

3. 出席者

（会員）秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士（座長）、石川弁護士、伊藤法務省訟務局付、植木弁護士、川本弁護士、木野弁護士、木下弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士、竹田弁護士、中井弁護士、野下弁護士、本田弁護士、峰弁護士、山田弁護士（五十音順）

（事務局）内閣官房内閣人事局 前内閣審議官、松本参事官、石田調査官、小林争訟専門官、福島争訟専門職

4. 議題：最近の裁判例の評釈

犯罪被害者と同性の者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者該当し得るかが主たる争点となった裁判例

5. 議論の概要

（1）最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

ア 「犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件（最高裁令和6年3月26日第三小法廷判決・以下「本判決」という。）」は、同性の犯罪被害者（以下「本件被害者」という。）と共同生活を継続していた男性Xが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」として同号所定の「犯罪被害者の配偶者」に当たるとして、遺族給付金の支給の裁定を申請（以下「本件申請」という。）したところ、Y県公安委員会が同申請につき、遺族給付金の支給をしない旨の裁定（以下「本件処分」という。）をしたことから、Y県に対し、本件処分の取消しを求めた事案である。

名古屋地裁令和2年6月4日判決 Xの請求棄却

名古屋高裁令和4年8月26日判決 Xの控訴棄却

最高裁令和6年3月26日判決 原判決破棄差戻し

イ 事案の概要

（ア）Xは、昭和○○年生まれの男性であり、本件被害者は、昭和△△年生まれの男性である。Xと本件被害者は、平成6年頃に知り合って交際するようになり、その頃から同居して生活していた。

Xと交際していた加害者は、平成26年●月●●日、Xと本件被害者との関係が継続しているためにXを独り占めすることができないなどと考えて、本件被害者に対して殺意を抱き、X及び本件被害者の居宅において、本件被害者の左胸部を、持っていた洋出刃包丁で1回突き刺すなどし、本件被害者を出血性ショックにより死亡させた（以下「本件殺害行為」という。）。

本件加害者は、平成 28 年 5 月 24 日、名古屋地方裁判所において、本件殺害行為等につき、懲役 14 年の有罪判決を受け、同判決は、控訴されることなく確定した。

X は、平成 28 年 12 月 12 日、Y 県公安委員会に対し、「犯罪被害者の配偶者」（犯給法 5 条 1 項 1 号）に当たるとして、犯給法 4 条 1 号所定の遺族給付金の支給の裁定を申請した（本件申請）。

Y 県公安委員会は、平成 29 年 12 月 22 日付けで、本件申請につき、遺族給付金を支給しない旨の裁定をした（本件処分）。

X は、平成 30 年 3 月 16 日、国家公安委員会に対して審査請求をしたところ、これまで、当該審査請求に対する裁決はされていなかったが、X は、平成 30 年 7 月 9 日、本件訴えを提起した（行政事件訴訟法 8 条 2 項 1 号参照）。

（イ）主張の整理

① X の主張の要旨

「X と本件被害者の同居の継続等について」

X と本件被害者は、平成 6 年頃から性的関係を含む親密な関係となり、共同生活を開始した。生活設備を共有し、本件被害者も各種サービスで共同生活の居宅の住所を使用するなど、実質的に夫婦同然の生活を平成 26 年▲月まで継続しており、両者には婚姻の意思に基づく共同生活があった。

「生計の同一性や第三者との関係での公然性等について」

X と本件被害者は、生計を完全に一にしており、食費、医療費、固定資産税及び介護保険料などの支払いは一元的に管理されていた。X の給与は本件被害者が受領し、本件被害者の口座に入金された後、通信費なども同口座から支払われていた。本件被害者は、X の母の介護のために仕事を辞め、長期間にわたって熱心に介護を行い、X の母からも家族として受け入れられていた。

また、X と本件被害者の関係は X の勤務先にも公然と認識されており、勤務先の社長が本件被害者に給与を手渡すために本件居宅を訪れることがあった。さらに、本件加害者は、殺害行為に関し X に対して慰謝料を支払っており、これは内縁の配偶者が民法 711 条の類推適用により請求しうる性質のものであると解される。これらの事情から、X と本件被害者の関係が、社会的にも法的にも「夫婦同然」であったことが裏付けられる。

以上によれば、X と本件被害者が、婚姻の意思をもって共同生活を営み、社会的に婚姻としての実態を有していたことは明らかであり、X は、本件被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる（本件加害者の供述は、自己の嫉妬という動機を隠す意図でなされた虚偽のものであり、信用することはできない。）。

② Y 県公安委員会の主張の要旨

「生計の同一性について」

本件被害者が X の給与や X の母の年金を一元的に管理していたかどうか、またそれが長期間継続していたかは明らかでない。さらに、本件被害者の預金口座には X 以外の人物 A から定期的な入金があり、X からの入金が生活費であったと断定することも困難である。加えて、X が A からの入金について具体的説

明をしていない点も、生計を一にしていたとの主張に疑念を抱かせる事情である。

「同居の事実の評価について」

玄関や台所等の共用といった生活形態は、シェアハウスなどでも一般的に見られるものであり、本件被害者が各種サービスの登録に本件居宅の住所を用いていた点も同様である。一方で、本件被害者が住民票を移していなかつたことからは、長期的な夫婦同然の関係ではなく、一時的な同居にすぎなかつた可能性がうかがえる。また、本件被害者がXの母を介護していたことを裏付ける証拠はない。

「Xと本件被害者の関係の第三者による認知等について」

Xの勤務先の同僚らは、Xと本件被害者が夫婦同然の共同生活を送っていると認識していた様子はなく、むしろ、Xが本件加害者とも交際していた事実を認識していた。このような状況からすれば、Xと本件被害者の関係が社会的に「夫婦同然」と認識されていたとは到底いえない。

また、勤務先の社長がXの給与を被害者に渡していた点についても、本件被害者が保護者的な立場にあるとの認識によるものであるとすれば、夫婦同然の関係であったことの根拠にはならない。

さらに、本件加害者がXに慰謝料を支払った事実はあるが、本件被害者を「夫」と表現していたXの言動や、刑事事件における情状への配慮、謝罪の趣旨などを考慮すれば、その支払が内縁関係に基づくものとはいえず、慰謝料の支払自体から両者の間に事実上の婚姻関係があったと推認することはできない。

「Xと本件被害者との内縁関係の不存在を疑わせる事実の存在について」

Xは、人物Aとも親密な関係にあったとみられ、また、X、本件加害者及び本件被害者の話し合いの場では、Xは本件加害者との交際を本件被害者の前で認め、一時的に距離を置くことを本件加害者と共に約束していた。

さらに、本件加害者の供述によれば、①Xが本件被害者を「元彼氏」や「おじさん」と呼んでいたこと、②Xと本件加害者が近く同居を始める話をしており、本件被害者もこれを受け入れていたとされることなどからすれば、本件被害者はXの保護者的立場にあったにすぎないとみるのが自然である。

なお、本件加害者は「本件被害者を殺害すればXを独占できる」といった動機についても明確に供述しており、その供述には信用性が認められる。

以上によれば、Xが本件被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあったということはできない。

ウ 審級における法令解釈の状況

(ア) 第1審

「犯給法5条1項は、遺族に支給される遺族給付金の支給範囲を、犯罪被害者の配偶者とした上、その配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含むものとしている。このような犯給法5条1項の規定内容からすると、犯給法は、民法上は法律婚主義が採用されていることから(739条1項)、一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、前記のよう

な犯給法の目的に鑑み、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護しようとするものであると解される。そして、①前記のとおり、犯給法の目的が、社会連帯共助の精神に基づいて、租税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することにあることに鑑みると、犯給法による保護の範囲は社会通念により決するのが合理的であること、②犯給法5条1項2号、3号に掲げられた親子、祖父母、孫や兄弟姉妹といった親族は、社会通念上、犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定される者であり、これらと並んで同項1号に掲げられている「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」に該当する者についても、同様の者が想定されていると考えられることからすると、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要するというべきである。

「同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が、犯給法上の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」といえるか否かについては、我が国においてそのような社会通念が形成されているか否かが問題となるのであるから諸外国の状況が我が国の社会通念の形成に影響を及ぼすことがあり得るのは別論として、諸外国の状況そのものによって直接的に前記の解釈が左右されるべきものではない。」

(イ) 原審

「これらの定めは、死亡した者との親族関係の遠近の程度と現実の生活における関係の緊密さを考慮して一定の順位を設け、その第一順位の者に給付する趣旨と解されるが、その親族関係の遠近の程度については民法上の概念を用いて定められている。

そして、犯給法5条1項1号においても、「配偶者」、「婚姻の届出」、「婚姻関係」という民法上の婚姻に関する概念により定められていることからすると、民法上は法律婚主義が採用されていることから（739条1項）、同号は、一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであると解される。

同号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。」との定めも、犯給法に特段の定めがないから、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であり、民法上婚姻の届出をすること自体が想定されていない同性間の関係も含まれ得るとすることは、条文の解釈から逸脱するものといわざるを得ない。

なお、犯給法の施行令においても、生計維持関係遺族の定めに関する6条2項1号、2号において、「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」、「60歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」などと、異性間の関係であることを前提とした定めとなっている。

「犯給法 5 条 1 項 1 号と同様に「事実上婚姻関係と同様の事情にある者（にあった者）」との定めを用いた他の法令が複数存するが（国家公務員災害補償法 16 条 1 項、厚生年金保険法 3 条 2 項、国民年金法 5 条 7 項等）、いずれも「夫」、「妻」との文言が使用されており、異性間の関係を前提とした定めであることが明らかであって、犯給法における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」についても異性間の関係を前提とする定めであると解するのが他の法令の解釈とも整合する。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）においては、保護の対象となる「配偶者」について、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を含むとの規定が設けられており（1 条 3 項）、平成 25 年法律第 72 号による改正において、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）」をする関係にある相手からの暴力について、準用規定が設けられた（28 条の 2）。この準用規定は、「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」との規定は、「婚姻意思」、「共同生活」、「届出」のうち「届出」がない事実婚について定めたものであるが、平成 25 年の法改正においては、「婚姻意思」も認められない「共同生活」のみを送っている場合を想定して、同性パートナー等にも保護の対象を拡大したものであることが認められる。このように、DV 防止法においても、保護の対象者について、民法上の「婚姻」をする意思（異性間の関係）を前提にした解釈をむやみに拡大することなく、保護の対象を拡大する際には、別途の立法措置を経ている。

「控訴人は、本件規定の解釈において、「社会通念」によって、個別具体的な事情にかかわらず、同性であることの一点をもって定型的に「事実上婚姻関係と同様の事情」にないなどと判断することは許されないとも主張するが、現行の法体系や犯給法の解釈上、本件規定の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性間の共同生活関係を含むと解釈することはできないとの結論は「社会通念」から導かれたものではない。そして、控訴人が指摘する社会的状況に関する種々の事情を考慮しても、上記の解釈を変更することが求められるまでの事情は見出しができない。

（ウ）最高裁判決

① 犯給法は、昭和 55 年に制定されたものであるところ、平成 13 年法律第 30 号による改正により目的規定が置かれ、犯罪被害者等給付金を支給すること等により、犯罪被害等（犯罪行為による死亡等及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。以下同じ。）の早期の軽減に資することを目的とするものとされた（平成 20 年法律第 15 号による改正前の犯給法 1 条）。その後、平成 16 年に、犯罪等により害を被った者及びその遺族等の権利利益の保護を図ることを目的とする犯罪被害者等基本法が制定され（同法 1 条）、基本的施策の一つとして、国等は、これらの者が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずる

ものとされた（同法13条）。そして、平成20年法律第15号による改正により、犯給法は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものとされた（1条）。また、平成13年法律第30号及び平成20年法律第15号による犯給法の各改正により、一定の場合に遺族給付金の額が加算されることとなるなど、犯罪被害者等給付金の支給制度の拡充が図られた。

以上のとおり、犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要があるものというべきである。

② 犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記①のとおりであることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。

そして、同項1号が、括弧書きにおいて、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。

そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。

③ 以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると解するのが相当である。

エ 検討

(ア) 立法や最高裁判例等の動き

① 令和5年6月23日、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定

性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として制定された。

内容としては、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する研究を促進し、国や地方公共団体、事業主に対し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する教育等の施策を講ずる努力義務を課すものであり、性的指向・ジェンダー・アイデンティティ理解増進連絡会議が設置された。

② 令和5年7月11日経産省トイレ最高裁判決

職員（原告・戸籍上は男性）について、同フロア及び上下1階の女子トイレの使用を禁止し、2階以上離れた女子トイレしか利用できないという運用を行っていたところ、原告がかかる制限を撤廃するよう人事院に求めたところ、人事院がこれに応じなかった点について、違法であるとして人事院の処分の取消しを求めた事案である。

本件処遇は、経済産業省において、本件庁舎内のトイレの使用に関し、原告を含む職員の服務環境の適正を確保する見地からの調整を図ろうとしたものである。

原告は、健康上の理由から性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与を受けており、性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨の医師の診断も受けている。現に、原告が本件説明会の後、女性の服装等で勤務し、本件勤務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことでトラブルが生じたことはない。

本件説明会において、明確に原告が女子トイレを使用することに異を唱えた職員はいなかった。また、本件説明会以後、人事院が判断をするまでの間、原告による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない。

以上によれば、遅くとも本件判定時においては、原告が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されてもいなかったのであり、原告に対し、本件処遇による上記のような不利益を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったというべきであり、そのような事情を看過した人事院の判断は、原告の不利益を軽視するものであり、違法である。

③ 令和5年10月25日性別変更申立て却下に関する特別抗告事件

I 前提事実

生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性である抗告人が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）3

条1項の規定に基づき、性別の取扱いの変更の審判を申し立てたところ、特例法3条1項4号（以下「本件規定」という。）は、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。」と規定していた。本件規定に該当するためには、抗がん剤の投与等によって生殖腺の機能全般が永続的に失われているなどの事情のない限り生殖腺除去手術（内性器である精巣又は卵巣の摘出術）を受ける必要があると解されていたところ、抗告人は、生殖腺除去手術を受けておらず、抗告人について、上記の様な事情も認められず、性別の変更が認められなかつたため、かかる決定、及び本件規定は憲法に反するとして提訴した事案である。

II 判決概要

本件規定は、性同一性障害を有する者全員に対して、原則として、生殖腺除去手術を受けることを要求するものではないが、性別変更審判を受けるためには、原則として同手術を受けることを要求するものである。

一方、性同一性障害を有する者が、その性自認に従つた取扱いを受けることは重要な法的利益である。

したがつて、本件規定は、そのような重要な法的利益を実現するには、同手術を強制するものであり、身体への侵襲を受けない自由を制約するものであり、本件の規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を比較考量の上、上記制約が必要かつ合理的なものと言えるか判断する。

本件規定の目的は、(i)性別変更前の性別の生殖機能により子が生まれることで生ずる親子関係等にかかる問題による混乱の防止と(ii)生物学的な性別に基づく男女の区別に対する急激な変化を避ける必要等の配慮に基づくものである。もっとも、性同一性障害を有する者は社会全体から見れば少数である上、本件規定がなくとも、(i)の問題が生じる可能性は低く、(i)の問題は、法令の解釈や立法措置等により解決可能であること、平成20年特例法改正により、成年の子がいる性同一性障害を有する者が性別変更審判を受けた場合、「女である父」等の記載が可能になったが、特段社会に混乱が生じたとは認められないこと、特例法施行から約19年が経過し、1万人を超える人が性別変更審判を受け、性同一性障害を有する者への理解が広まっていることからすると、(i)(ii)を理由とする制約の必要性は、諸事情の変更により、低減している。

一方、性同一性障害に対する医学的知見の進展、性同一性障害の治療について、必ずしも性別適合手術を必要とするものではなくなり、生殖腺除去要件を課すことは、医学的に見て合理的関連性を欠くに至つていると認められる。

以上より、本件規定による身体への侵襲を受けない自由の制約については、必要性が低減している一方、制約の程度が重大なものとなっていることから、本件規定は憲法13条に反するものとして、違憲であるため、抗告人が本件規定以外の要件（特例法は、3条1項1号から5号までの全ての要件を満たす場合に、性別変更を認めており、今回違憲とされた4号以外の要件を

満たすのか問題となる) を満たすものであるか、高裁にて差し戻すこととした。

※報道によれば、令和6年7月10日、差戻審の広島高等裁判所は、5号要件について、「手術が常に必要ならば、当事者に対して手術を受けるか、性別変更を断念するかの二者択一を迫る過剰な制約を課すことになり、憲法違反の疑いがあると言わざるをえない」、「他者の目に触れたときに特段の疑問を感じない状態で足りると解釈するのが相当だ」と指摘し、当事者がホルモン治療で女性的な体になっていることなどから性別変更を認めた。

④ 参考

I 同性婚に関する裁判の状況

同性婚訴訟が係属している、札幌、東京、福岡、名古屋及び大阪の5つの高裁において、違憲と指摘する判決が言い渡されている。

II 最高裁長官の憲法記念日（令和7年5月3日）の記者会見

「そういう事件だからといって、何か特別な心構えや目的意識をもって臨むということはありませんし、当事者の主張によく耳を傾けるべきことも、ほかの事件と変わることはありません。ただ、こうした事件は新たな視点や論点をはらむことも多く、裁判官には相当な力量が求められます。法的観点からの分析、検討はもちろんのこと、背景となる社会的な実体への理解は欠かせませんし、多角的な視点からバランスの取れた判断力も必要でしょう。当事者の主張にきちんと耳を傾けるべきであることは、ほかの裁判と変わらない。」（最高裁ウェブサイトより一部抜粋）

(イ) 内縁に関する法律関係について

① 内縁の成立

I 婚外関係を示す概念の整理

従来は、婚姻の届出をしていないが事実上夫婦として共同生活を営む関係を「内縁」、将来婚姻をする合意はあるが、共同生活には至っていない関係を「婚約」と区別してきた。これに対して、当事者の主体的な意思で婚姻の届出をしないカップルを「事実婚」と表現することが多くなった。事実婚も共同生活を営む関係である点では「内縁」と異なる。判例は「内縁」と規定することが多い。

II 成立要件

(i) 婚姻意思

婚姻意思とは、社会通念上の夫婦になる意思で足りる。婚姻の届出意思ではないので、男性が婚姻の届出を拒んでいても、内縁の成立が認められる。こうした意思は、住民票で同一世帯になっていたり、ある程度の期間、共同生活が継続していれば、認定されやすい。

(ii) 共同生活

継続的な同居がなくても、内縁の成立が認められることがある。例えば、男性の死亡まで約9年間、互いに相手のマンションを行き来し、男性が女性のマンションに寝泊まりしたり、夫婦として宿泊旅行をしたり、男性の入院中は女性が看護をしていた事案で、「精神的にも日常の生活においても相互に協力し合った一種の共同生活形態を形成していたものと認め

られるので、…事実上の夫婦と認めるのが相当」とした判決がある(大阪地
判平成3年8月29日)。法律婚夫婦の生活スタイル自体が多様化している
現在、同居は不可欠の要素とはいえない。継続的な協力扶助の関係が築か
れていれば、内縁の成立を認めることができる。同居はこうした関係性を
証明する有力な事実である。他方、約16年間「特別の他人として親交を深
め」ていたものの、同居や共有する財産、子育ての協力もなく、関係存続
の合意もない事案において、男性による一方的な関係解消に対する女性か
らの損害賠償請求を否定した判決もある(最判平成16年11月18日)。

(iii) 婚姻障害事由

婚姻適齢に達していない場合、未成年で父母の同意を得ていない場合、
女性が再婚禁止期間にあった場合でも、内縁の成立を認める。内縁は事実
上の夫婦共同生活であり、婚姻とは違うこと、どれも時の経過によって、
障害事由はなくなることによる。公序良俗との関係で問題になるのは、近
親婚禁止と重婚禁止である。

III 近親婚的内縁

直系姻族1親等にあたる事例(後妻と亡夫の子)について、反倫理的な内縁
であるとして、遺族年金の受給権を否定(最判昭60年2月14日、理由づけは
東京地判昭59年1月30日参照)。

叔父と姪という傍系血族3親等の関係について、「厚生年金保険の被保険
者であった叔父と姪との内縁関係が、叔父と先妻との子の養育を主たる動機
として形成され、当初から反倫理的、反社会的な側面を有していたものとは
いい難く、親戚間では抵抗感なく承認され、地域社会等においても公然と受
け容れられ、叔父の死亡まで約42年間にわたり円満かつ安定的に継続した
など判示の事情の下では、近親者間における婚姻を禁止すべき公益的要請よりも
遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的を
優先させるべき特段の事情が認められ、上記姪は同法に基づき遺族年金の支
給を受けることのできる配偶者に当たる」(民集掲載の判決要旨)として、遺
族年金の受給権を認めた(最判平19年3月8日民集61巻2号518頁)。

IV 重婚的内縁

法律上の配偶者のある者が他の者と事実上の夫婦共同生活を営む場合を、
重婚的内縁という。下級審判決は、重婚的内縁の保護を法律婚の破綻の状況
との関係で考える。つまり、法律婚が実体を失い事実上の離婚状態にあると
認められるときには、内縁配偶者の方を保護する(東京地判昭43年12月10
日判時544号3頁等)。最高裁も、私学共済組合の遺族年金の給付につき、同
旨の判断を下した(最判平17年4月21日)。他方、当事者の一方または双方
に法律上の配偶者がいることから、「内縁」としての認定は厳しくなる(東京
高判平19年7月11日等)。

② 内縁の効果

I 婚姻法の類推適用

内縁準婚理論では、内縁の効果として婚姻の効果がどこまで類推適用され
るかが問題になる。

例えば、同居協力扶助義務、貞操義務、婚姻費用分担義務、日常家事債務の連帶責任、帰属不分明の財産の共有推定、財産分与などが類推適用される。

これに対して、夫婦同氏、姻族関係の発生、配偶者相続権、子の嫡出性は、婚姻固有の効果とされ、内縁には認められない。

II 一方的な関係の解消

準婚理論は、不当な内縁関係の解消について、内縁配偶者の地位の侵害として不法行為による損害賠償を認める。内縁が準婚であることから、財産分与を類推適用することも認める(リーディングケースは、東京家審昭31年7月25日)。

III 死亡による解消

(i) 祭祀財産の承継

被相続人の弟や妹ではなく、25年間、被相続人と共同生活をしてきた内縁の妻を祭祀主宰者に指定した高裁決定がある。

(ii) 贈与・遺贈

(iii) 居住権

(iv) 事故死の損害賠償

内縁当事者間には夫婦間の扶助義務が類推適用されるから、内縁当事者の一方の事故死などについては、扶養請求権の侵害あるいは扶養利益の喪失として損害賠償請求権や保険金受給権が認められている。また配偶者に準じる者として、生命侵害の慰謝料(711条)も認められる。死亡した者に相続人がいる場合には、内縁配偶者の扶助にあてられるべき部分(つまり扶養利益喪失分)を控除した残額が相続人に帰属するという扱いになる(札幌高判昭56年2月25日)。

※ 令和3年12月14日内閣府男女共同参画局総務課調査室作成の「いわゆる事実婚※に関する制度や運用等における取扱い」を引用して作成

【法律婚の取扱いと異なるもの】

	各種制度・権利・義務等	法律婚	事実婚
1	配偶者の相続権	あり	なし (財産を承継させたい場合は、贈与や遺言をする必要がある。)
2	相続税の配偶者の税額軽減	あり	なし
3	所得税の配偶者控除	あり	なし
4	父子関係の成立	嫡出推定	認知
5	親権	夫婦共同親権	単独親権(原則母親)

6	父母の一方が死亡した時の親権 (残されたパートナーが子どもの親権者になれるか)	生存している親権者がそのまま単独で親権を行う	父母のうち親権者の方が死亡した場合には、未成年後見が開始する。他方の親が親権者になるには親権者変更等の審判が必要。 (審判の結果、認められない可能性もある。)
7	普通養子縁組	可能 (養親の共同 親権に服する。)	可能 (後に縁組をした方の養親の単独親権に服する。)
8	特別養子縁組	可能	不可
9 (日本人同士の夫婦について、夫又は妻がビザを取得し、そのビザが家族の帯同を可能としている場合、配偶者を帶同家族として申請できるか)	米国 可能	不可	
	中国 可能	不可	
	オーストラリア 可能	可能	
	タイ 可能	不可	
	カナダ 可能	可能	
	英国 可能	可能	
10	住民票の記載	夫/妻	夫 (未届) /妻 (未届) ※重婚でない等、婚姻要件の確認をした上で記載
11	夫婦間の契約取消権	あり	なし (解釈 (裁判例等) による) (内縁の妻の財産的保護の観点)
12	住宅ローンの収入合算	可能	一部の金融機関で可能
13	医療・ケアの方針の決定手続における「家族等」	ガイドラインにおいて、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人 (親しい友人等) を含むとされており、各病院において判断されている。	

※本資料における「いわゆる事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にあることを指します。

【法律婚の取扱いと同等のもの】

	各種制度・権利・義務等	法律婚	事実婚
1	社会保険 (健康保険の扶養家族)	認められる	認められる
2	国民年金の第3号被保険者	認められる	認められる
3	公的年金制度の給付 (遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・加給年金・認められる 遺族厚生年金)	認められる	認められる

4	育児・介護休業法に基づく各種制度 (介護休業、介護休暇等)	可能	可能
5	水道料金の減免 (横浜市の事例)	あり	あり
6	公営住宅の同居承認、特定優良賃貸住宅・セーフティネット住宅・サービス付き高齢者向け住宅の入居者資格	あり	あり
7	生活保護制度における世帯認定	認定される	認定される
8	保育料算定の際の世帯認定	認定される	認定される
9	児童扶養手当	支給されない	支給されない
10	労働災害の遺族補償年金	受給可能	受給可能
11	犯罪被害者遺族給付金	給付される	給付される
12	同居協力扶助義務	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
13	貞操義務	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
14	婚姻費用分担請求権	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)
15	日常家事債務の連帯責任	あり	あり (解釈 (裁判例等) による)

(ウ) 同性間パートナーシップの解消に関する判例 (東京高裁令和2年3月4日判決)

① 事案の概要

被控訴人（1審原告）が、控訴人（1審被告）及び1審相被告に対し、被控訴人と同性の事実婚の関係にあった控訴人が、後に控訴人と婚姻した1審相被告と性的関係を持ったことにより、控訴人と被控訴人との間の同性の事実婚関係が破綻したとして、損害賠償を求めた事案の控訴審。控訴審は、米国で婚姻登録証明書を取得して結婚式を行った上、日本でも結婚式を行うなどしていた控訴人と被控訴人の上記本件関係は、互いに婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するとし、控訴人が被控訴人以外の者と性的関係を結んだことで本件関係の解消をやむなくされた場合、被控訴人は不法行為に関して法律上保護される利益が侵害されたとして、控訴人に対し損害賠償を求めることができるなどとして請求を一部認容した原判決を支持して控訴を棄却した事例

② 判断

「以上の事実に照らすと、控訴人及び被控訴人の上記関係（以下「本件関係」という。）は、他人同士が生活を共にする単なる同居ではなく、同性同士であるために法律上の婚姻の届出はできないものの、できる限り社会観念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていたものであり、平成28年12月当時、男女が相協力して夫婦としての生活を営む結合としての婚姻に準ずる関係にあったといふことができる。したがって、控訴人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに、婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有するものといふべきである。」

(イ) 中小企業退職金共済法に関する最高裁判例(最高裁令和3年3月25日判決)

① 該当条文

第十四条 第十条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職金を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

② 判断

最高裁は、中退法14条1項が遺族の範囲を定めた趣旨は「被共済者の収入に依拠していた遺族の生活保障」にあり、民法の相続とは別の観点で受給権者を定めるものと指摘。これに照らし、互いに協力して共同生活を営む実態がある者を配偶者と解すべきで、婚姻関係が形骸化し固定化した場合（事実上の離婚状態）は配偶者に当たらないとした。確定給付企業年金法47・48条、平成25年改正前厚生年金保険法130条3項及び同項の委任を受けた厚生年金基金令（平成26年政令第73号による廃止前のもの）26条2項に基づく遺族給付についても同旨とし、民法上の配偶者であるが事実上の離婚状態にあった者の受給資格を否定。子の請求を認容した原審を是認し、上告を棄却した。

(オ) 令和7年1月21日「こども家庭庁三原大臣」記者会見

① 大臣発言内容

「共生社会担当大臣としてご報告をいたします。昨年3月26日に犯罪被害者給付金不支給裁判取消請求事件に係る最高裁判決が出され、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」において、給付金の支給対象の遺族として定められている、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者」に同性パートナーも含まれ得るとの解釈が示されました。

この判決を受け、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」という文言と同一、または類似の文言を含む各法令の対象に同性パートナーを含むと解釈するか、先の国会でもご議論がありました(内閣委員会会議録第7号令和6年4月9日【参議院】参照)。

各法令における同性パートナーの取扱いについては、各法令の所管府省庁が各制度の趣旨目的等を踏まえた上で検討を行う必要があり、内閣官房では、その方向性について、昨年の年末までに報告するよう要請しておりました。

本日配布しているリスト（法律及び政令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同一又は類似の文言を含む規定での同性パートナーの取扱いについて：<https://www.cas.go.jp/houdou/pdf/20250121.pdf>）は、各府省庁からの回答を取りまとめたものであります。

「更なる検討を要する」とされた法令の中には、個別の制度における解釈・運用における課題もある一方、法令が適用されるか否かの予測可能性を確保する観点からは、各法令での同性パートナーの取扱いについて早期に結論を得ることが望ましいと考えています。このため、本件について更なる検討の迅速化が必要と考え、今般、各府省庁に対して、内閣官房副長官補より検討の迅速化を指示いたしました。その際、各府省庁において十分な検討が行われるよう、3つの方針を示したところでございます。

まず1に、最高裁判決を重く受け止め、その内容を改めてよく吟味するとともに、同性パートナーも「含まれ得る」とされた法令も参考にしながら検討を加速化すること。2つ目に、国会審議で、偏見等に基づく解釈はしてはならないなどの指摘があった点に十分留意すること。3点目に、関連する法令がある場合は、各制度のバランスが保たれるよう、関係府省庁間でよく調整すること。以上3点です。

今後、各府省庁における検討が加速され、各法令での同性パートナーの取扱いについて、早期の結論が得られるよう、促してまいりたいと思います。

詳細につきましては、内閣官房副長官補室、または各法令の所管府省庁にお尋ねいただければと思います。」

(カ) ジェンダーに関する社会情勢等について

① 同性パートナーシップの情勢

G 7 の中で同性間での婚姻やパートナーシップに関する法律がないのは日本のみである。

同性同士のパートナーシップを認める自治体の数（法律に反しない限りで主に社会給付に関する論点）は、渋谷区、世田谷区をはじめとして、増加傾向。令和7年5月31日時点で全国530自治体に拡大し、人口カバー率は92.5%となった。制度導入自治体数は令和4年の224から3年間で倍増し、パートナーシップ交付件数は9836組に達している（東京都渋谷区と認定NPO法人「虹色ダイバーシティ」（大阪市）が共同で調査）。

② 同性婚の情勢

令和7年1月23日時点で世界39の国・地域で同性婚が認められている。アジアでは台湾・ネパール・タイが認め、リヒテンシュタインやギリシャでも法制化

その一方で、ロシアでは、2013年6月に同性愛宣伝禁止法が成立し、未成年者に「非伝統的な性的関係」(同性愛)について情報提供することが禁止され、2020年には、規制範囲の拡大、及び、罰金額の引き上げを内容とした改正がおこなわれた。

ナイジェリアでは、2014年に同性婚禁止法の成立、ウガンダでは、2014年に反同性愛法が成立し同性愛者への罰則を強化

欧州人権裁判所大法廷「Fedotova 対ロシア」事件(2023年7月)があり、同判決はロシアによる同性カップル不承認について、欧州人権条約第8条(私生活および家庭生活の尊重)違反を指摘

(キ) 討議

- ① 高裁の判断と最高裁の判断のいずれの結論が妥当なのか。

【今崎幸彦裁判官の反対意見の一部抜粋】

「仮に1号にいう「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」に同性パートナー(「パートナー」の定義自体が一つの問題であるが、ここでは取りあえず「婚姻関係にある男女間と同様の事情にある共同生活者」という意味で用いる。)が含まれるとすると、それまで犯罪被害者の収入によって生計を維持していた子らは同性パートナーに劣後し、支給対象から外れることとなる。なるほど多数意見は遺族給付金の支給対象となる遺族の範囲を広く解するものであり、その意味では犯罪被害者にとり歓迎されるべきものであろう。しかし、その一方で、犯罪被害者相互の間に、潜在的にせよ前述のような利害対立の契機をもたらすものもある。こうした結果が遺族を含めた総体としての犯罪被害者の社会的ニーズに応えるものであるかは、犯給法の解釈上重要な考慮要素と思われる。事が犯罪被害者の収入に依存していた子らの生活保障にかかわることであってみればなおさらである。そうであれば、まずはこうした犯罪被害給付制度の視点に立った論証が求められるはずである。」

「結論として、犯罪被害者と同性の者は犯給法5条1項1号括弧書き所定の者に該当し得るとする多数意見の解釈には無理があるといわざるを得ない。多数意見は、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受け、その軽減を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が異性であると否とで異なるものではないとしている。私は、これに異を唱えるつもりはないが、そのことと、犯給法の規定がそうした理念を矛盾なく取り込める造りになっているかは別問題である。」

なお、多数意見は、上告人が本件被害者との間において「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するか否かについて審理を尽くさせるために原審に差し戻すとする一方で、「事実上婚姻関係と同様の事情」という要件の中身については何も語らない。しかし、単なる同性同士の共同生活と何が異なるのかと考えてみたとき、それは決して自明ではないようと思われる。婚姻は男女間のものとして歴史的にも法的にも観念されてき

たのであり、同性同士の関係にも同様の法的保護を及ぼすという考えは最近のものである。同性同士の関係において何をもって「事実上婚姻関係と同様の事情」と認めるかは、私はそれほど簡単に答えの出せる問題ではないと考えている。

この懸念が当たっているか否かはさて置くとしても、同性同士の関係における「事実上婚姻関係と同様の事情」は、多数意見によって新たに提示された概念であって、その中身を明らかにすることは、犯給法の条文の法令解釈にほかならないことを踏まえると、原審に差し戻すに当たっては、多数意見の考える解釈に従い、「事実上婚姻関係と同様の事情」の考慮要素を具体的に明らかにすべきであったと考える。」

「今回争点となった犯給法の解釈は、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という大きな論点の一部でもある。この論点は、社会におけるその位置付けや家族をめぐる国民一人一人の価値観にもかかわり、憲法解釈も含め幅広く議論されるべき重要な問題である。犯給法をめぐる検討も、こうした議論の十分な蓄積を前提に進められることが望ましかったことはいうまでもない。しかし、私の知る限り、そのような議論の蓄積があるとはいひ難く、そのため、同性パートナーシップを現行法体系の中にどのように位置付けるか、他の権利や法的利益と衝突した場合にいかなる調整原理を用いるのかといった解釈上重要な視点はいまだ明らかとはいえない。こうした中で、個別法の解釈として同性パートナーへの法的保護の在り方を探る試みには相応の困難が避けられない。今後の立法や判例学説の展開により、近い将来新たな解釈や理解が広く共有され、多数意見の合理性を裏付けていくということはあり得ると思うが、現時点においては、先を急ぎすぎているとの印象を否めない。」

② 最高裁の多数意見の判断は法令解釈のルールを遵守しているものと評価して良いか。

(ク) 私見

原審と最高裁の見解の相違は考え方の違いが前提として異なるものでありそれを前提に最高裁は判断をおこないかつ文理解釈としても問題ないと指摘するものである。しかし、この流れは昨今の性的指向 (Sexual Orientation)、自己の性別についての認識である「性自認 (Gender Identity)」等に関する議論や令和5年以降の立法状況や最高裁判例からして、本件上告審の判断は当然に予想された流れであったと考える。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

○犯給法5条1項1号括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」という条文の解釈につき高裁と最高裁とで判断が異なった理由としては、高裁は、婚姻の届出をしていないが事実上夫婦として共同生活を営む関係、すなわち内縁関係を想定し、そのような関係を婚姻関係と類似するものとして捉えていると考えられる一方、最高裁は、共同生活という事実関係から判断し、異性間の夫婦関係と同様の事実関係があれば同性間でも婚姻関係と同様に扱うべきだと解釈していると考える。同性婚が制度化されていない以上、同性カップルは、現行法上、婚姻することがそもそも不可能なのだから内縁関係と同様に扱うことはできないという高裁の判断は、法の明確性という観点から理解しやすい。対して、最高裁は個別の事実

関係（たとえば同居や共同生活の実態）に基づいて、同性カップルであっても異性間の内縁関係と同様に扱う余地を認めているが、果たして犯罪被害者給付金の支給実務で運用できるのか疑問である。さらに、犯罪被害者の死亡により精神的・経済的打撃を受ける者について、同性カップルの中には前婚等により子どもがいる場合も多く、相続権のない同性パートナーと子どもの利害が対立し、給付金の受取をめぐって遺族間で紛争が生じやすい点も問題視されるのではないか。また、同居していた兄弟姉妹など必ずしも「夫婦関係」やそれに準じる関係に限られない人々が救済の対象とされず、同性カップルといった特定の関係性だけが取り上げられることには、制度としてのバランスを欠く印象も否めない。

○今回の判決では、同性間の関係が犯給法上「事実上婚姻関係と同様の事情」に該当するかについて、最高裁は明確な基準を示さず、原審（高裁）に審理を差し戻したが、異性間の内縁関係であっても認定には様々な事情を丁寧に見ていく必要があることを踏まえると、同性間の関係においては、どのような場合にそれが認められるのかという点に関して、なお一層慎重な検討が求められると考えることから、最高裁が具体的な判断枠組みを明示せずに高裁に判断を委ねたことについては、方向性が示されなかつとも見受けられ、高裁は非常に困難な検討作業を迫られることが予想される。また、今崎裁判官の反対意見の中で「しかし、私の知る限りそのような議論の蓄積があるとはいひ難く、そのため同性パートナーシップを現行法体系の中にどのように位置付けるか、他の権利や法的利益と衝突した場合にいかなる調整原理を用いるのかといった解釈上重要な視点はいまだ明らかとは言えない。そうした中で、個別法の解釈として同性パートナーへの公的保護のあり方を探る試みには相応の困難が避けられない。今後の立法や判例学説の展開により、近い将来新たな解釈や理解が広く共有され、多数意見の合理性を裏付けていくということはあり得ると思うが、現時点においては、先を急ぎ過ぎているとの印象を否めない。」と指摘しており、将来的には立法や判例・学説の進展により、多数意見の考え方が支持される可能性はあるとしつつも、現時点では懸念を表明し、慎重な立場を維持していると考える。一方、最高裁多数意見は、犯給法5条1項1号の後括弧書きにある「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に同性パートナーが該当しうるという解釈を示すことで、制度上の道を開く判断を示したが、今回のような判断が広がっていけば、他の制度においても「同性であるか異性であるかにかかわらず、一定の要件を満たせば同様に扱うべきだ。」という理屈が適用されていく可能性が有り得るのではないか。

○犯罪被害者給付金制度の趣旨は、犯罪により不慮の死を遂げた被害者の遺族などが受ける精神的・経済的打撃を軽減することにあるため、この打撃を受ける者が必ずしも異性である必要はないのではないかという疑問を持った。また、各種給付制度では、給付対象を「相続人」ではなく「遺族」とされており、経済的な支給制度の趣旨に立ち返れば、支え合っていた同性パートナーが対象となる余地もあるのではないかと考える。DV防止法などでは同性パートナーも保護対象としており、最近の法律では「恋愛関係」や「家族のあり方」が異性間に限定されないことが前提になっているとも考えられ、最高裁が現行法の趣旨を踏まえて、時代に即した解釈を示すといった意義もあったのではないか。確かに、民法や他の法律との整合性など課題は多く、今後法制度全体の見直しも必要であるが、こうした社会政策的な法律においては、法の運用を通じて変化を促すことも司法の役割の一つであると考える。この判断は、下級審では

難しい内容であり、最高裁だからこそできる価値判断の提示であるとも言えるのではないか。

また、最高裁多数意見は法改正を待つだけでは進まないとの問題意識から、国会審議を促すためにも今回の判断を示す必要があると考えたのではないか。これは、最高裁が司法から社会に対して積極的にメッセージを発信する「司法積極主義」の一環とも捉えることもでき、多数意見の裁判官も今崎裁判官の論理的な指摘を理解しつつ、社会変化を促すために積極的な判断を示す姿勢を貫いている印象を受けた。過去には定年制男女差別に関する裁判で、社会通念が変わる前に裁判所が先んじて判断を示した例もあり、裁判所が社会に対して価値観の転換を促す役割を果たすべき時もあるのではないかとも考える。

○同性間で「事実上婚姻関係と同様の事情」と認められる基準は非常に難しい問題であり、単なる共同生活以上の要件として、どのような事情をもってこれを認定するのかが不明確である。特に、一方当事者が亡くなっている場合、例えば恋愛感情や夫婦としての感情があったなどの陳述だけで認定されるのかどうかも曖昧であり認定基準が合っているのか疑問が残る。事実認定について、プライバシーに関する情報収集は困難を伴うことが多いが、立証責任はあくまで支給を求める側にあるため、適切な証拠が提出されれば判断は可能だと考える。例えば、LINEなどのやりとりや旅行時の写真などで単なる同居人ではなく恋愛関係にあったことを示す証拠は、当事者側で収集・提出できるはずであり、ただ一緒に住んでいた以上の関係性を示す手段はあると考える。

○配偶者という言葉の解釈について、条文では「婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」を含むとされており、異性の内縁関係であれば社会的にも「夫婦」と認識されやすい一方、同性カップルの場合、法律学辞典では配偶者＝夫婦の一方（夫または妻）定義されていることから、同性間ではその定義に当てはめにくいのではないかと考える。また、民法890条は、「被相続人の配偶者は常に相続人となる」と定めており、ここで用いられている「配偶者」という用語は、明文上の定義規定は存在しないものの、法律婚に基づく婚姻関係にある者を指すと解される。時代の流れや最高裁の社会的役割を考えれば拡張的な解釈が出ることも理解できる一方、最高裁多数意見が同性のパートナーも配偶者に含まれるとした判断は、文言の通常の意味を超えており、やや無理のある解釈ではないかという印象を持った。配偶者という言葉の解釈を広げてしまうと、他の法律において「婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」といった文言がある場合に、同じ表現でも法律ごとに異なる解釈がされることになりかねず、法体系としての一貫性が失われ、解釈の予測可能性や行政の安定性にも大きな影響が及ぶのではないか。また、婚姻制度は個人の保護だけでなく、社会秩序を保つための枠組みであり、その制度を超えて事実関係のみで法的保護を与えるようになれば、婚姻の意義が形骸化しかねるのではないか。行政は、法律に基づいて行われることが原則であり、後から法律の解釈が変わってしまうと制度の運用に混乱を招く可能性があると考える。

以上